○高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件（平成十四年総務省告示第五百四十四号）の一部を改正する告示新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

新	旧
第１　申請書の様式	第１　申請書の様式
長辺 搬送式インターホン（注１）の型式についての指定（注２）の申請書 年　月　日 総　務　大　臣　殿 申請者　郵便番号 住　　所　［法人にあっては、主たる事務所の所在地］ （ふりがな） 氏　　名　［法人にあっては、商号又は名称。記名押印又は署名］ （ふりがな） 代表者氏名　［法人の場合に限る。記名押印又は署名］ 搬送式インターホン（注１）の型式についての指定（注２）を受けたいので、電波法施行規則第46条（注２）の規定により別紙の書類を添えて申請します。 短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）	長辺 誘導式読み書き通信設備（注１）の型式についての指定（注２）の申請書 年　月　日 総　務　大　臣　殿 申請者　郵便番号 住　　所　［法人にあっては主たる事務所の所在地］ （ふりがな） 氏　　名　［法人にあっては商号又は名称。記名押印又は署名］ （ふりがな） 代表者氏名　［法人の場合に限る。記名押印又は署名］ 誘導式読み書き通信設備（注１）の型式についての指定（注２）を受けたいので、電波法施行規則第46条（注３）の規定により別紙の書類を添えて申請します。 短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）
注１　申請する型式の設備が一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、誘導式読み書き通信設備、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械又は無電極放電ランプの場合は、「搬送式インターホン」の文字に代えて「一般搬送式デジタル伝送装置」、「特別搬送式デジタル伝送装置」、「広帯域電力線搬送通信設備」、「誘導式読み書き通信設備」、「超音波洗浄機」、「超音波加工機」、「超音波ウエルダー」、「電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械」又は「無電極放電ランプ」のうち該当するものを記載すること。 注２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合は、「型式についての指定」の文字に代えて「設計変更の承認」と、「第46条」の文字に代えて「第46条の３」と記載すること。	注１　申請する型式の設備が搬送式インターホン、一般搬送式デジタル伝送装置、特別搬送式デジタル伝送装置、広帯域電力線搬送通信設備、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械又は無電極放電ランプの場合は、「誘導式読み書き通信設備」の文字に代えて「搬送式インターホン」、「一般搬送式デジタル伝送装置」、「特別搬送式デジタル伝送装置」、「広帯域電力線搬送通信設備」、「超音波洗浄機」、「超音波加工機」、「超音波ウエルダー」、「電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械」又は「無電極放電ランプ」のうち該当するものを記載すること。 注２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合は、「型式についての指定」の文字に代えて「設計変更の承認」と記載すること。 注３　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合は、「第46条」の文字に代えて「第46条の３」と記載すること。
第２　添付書類の様式	第２　添付書類の様式 １　誘導式読み書き通信設備の場合 ⑴　１枚目 設　計　書　｜　整　理　番　号　｜

			指　定　番　号	
1　型式名			2　製造業者名	
3　搬送波の周波数			4　高調波及び低調波による高周波出力	
5　漏えい電界強度	⑴　13.553MHz以上13.567MHz以下の周波数	⑵　13.41MHz以上13.553MHz未満又は13.567MHzを超え13.71MHz以下の周波数	⑶　13.11MHz以上13.41MHz未満又は13.71MHzを超え14.01MHz以下の周波数	⑷　その他の周波数
6　電波の強度に対する安全施設の状況				
7　添付図面等	(1)外観を示す図及び写真　(2)　接続図 (3) 取扱説明書			
8　参考事項				

長辺

短　　　辺　　　（日本工業規格A列4番）

⑵　２枚目

試　験　成　績　表		9　製造番号	
		10　製造年月日	
11　搬送波の周波数	⑴ 設　計　値	⑵ 測　定　値	14 測定条件等
12　高調波及び低調波による高周波出力	⑴ 設　計　値	⑵ 測　定　値	
		（　　　）	
13　漏えい電界強度	測　定　値		
	⑴　13.553MHz以上13.567MHz以下の周波数	（　　　）	
	⑵　13.41MHz以上13.553MHz未満又は13.567MHzを超え13.71MHz以下		

長辺

	の周波数	（　　）	
	⑶　13.11MHz 以上13.41MHz 未満又は 13.71MHz を超え 14.01MHz 以下の周波数	（　　）	
	⑷　その他の周波数	（　　）	

短　　　　辺　　　　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第 46 条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　４の欄は、高調波及び低調波による高周波出力の設計値をマイクロワットで記載すること。

⑶　５の⑴から⑷までの欄は、設備から 10 メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

⑷　６の欄は、施行規則第 46 条の２第１項第１号⑸に定める電波の強度を超えないよう措置した内容を記載すること。

⑸　添付図面の記載は、次によること。

ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ　外観を示す図は、申請に係る設備の正面、側面及び平面並びに各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されたものであること。

ウ　外観を示す写真は、申請に係る設備の正面、側面及び平面を写したものであること。

エ　接続図は、部品名及び回路定数が記載されたものであること。

⑹　８の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

⑺　９の欄及び 10 の欄は、試験に供した設備について記載すること。

⑻　11 の⑵の欄は、搬送波の周波数の測定結果を記載すること。

　測定にあたっては、無変調搬送波を送出して測定すること。ただし、無変調搬送波の送出ができない場合は、疑似雑音系列による標準符号化試験信号（以下、「標準符号化試験信号」という。）で変調し、搬送波を送出して測定すること。また、搬送波の瞬断がある場合には、スペクトル分析器で搬送波の位置を確認し、それを較正された周波数軸で読み測定値とすること。

⑼　12 の⑵の欄は、高調波及び低調波による高周波出力の測定値をマイクロワットで記載すること。

1　搬送式インターホン、一般搬送式デジタル伝送装置及び特別搬送式デジタル伝送装置の場合
　略

2　広帯域電力線搬送通信設備の場合

設　計　書	整　理　番　号	
	指　定　番　号	

　　測定に当たっては、無変調搬送波を送出して測定すること。ただし、無変調搬送波の送出ができない場合は、標準符号化試験信号で変調し、搬送波を送出して測定すること。

　　なお、当該欄の括弧内には、最大の高周波出力を示す高調波及び低調波の周波数を記載すること。

⑽　13の⑴から⑷までの各欄は、設備から10メートルの距離における漏えい電界強度の最大の値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

　　測定に当たっては、測定用受信機の通過帯域幅を10kHzとし、搬送波を標準符号化試験信号で変調し、搬送波を送出して測定すること。この場合において、10メートルの距離における測定が困難なときは、10メートルを超える任意の測定距離で測定することが出来るものとし、次式により計算された値をもって測定値とする。

$$E1=\left(\frac{D}{10}\right)\times E2$$

Ｅ１：10メートルの距離に換算した値〔μV/m〕
Ｅ２：任意の距離における測定値　　〔μV/m〕
Ｄ　：測定したときの距離　　　　　〔m〕

　　なお、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において漏えい電界強度が最大となる漏えい電波の周波数を記載すること。

⑾　14の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

⑿　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の要旨に適宜記載すること。

注２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、設計変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　設計書は、１及び２の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注１に準じて記載すること。

　　なお、７の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。

⑷　試験成績書は、注１に準じて記載すること。

2　搬送式インターホン、一般搬送式デジタル伝送装置及び特別搬送式デジタル伝送装置の場合
　略

3　広帯域電力線搬送通信設備の場合

設　計　書	整　理　番　号	
	指　定　番　号	

長辺

1　型式名		2　製造業者名	
3　設備の区分	□　屋内広帯域電力線搬送通信設備　　□　それ以外		
4　搬送波の周波数又は拡散範囲			
5　電力線への伝導妨害波の電流			
6　電力線への伝導妨害波の電圧			
7　通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流			
8　放射妨害波の電界強度			
9　添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真　(2)　接続図 (3) 取扱説明書		
10　参考事項			

試　験　成　績　表	11　製造番号	
	12　製造年月日	
13　搬送波の周波数又は拡散範囲		
14　電力線への伝導妨害波の電流		
15　電力線への伝導妨害波の電圧		
16　通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流		
17　放射妨害波の電界強度		
18　測定条件等		

短　　　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　４の欄は、搬送波の周波数の範囲(搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあっては、拡散範囲)の設計値を「４MHz から 28MHz まで」のように記載すること。

⑶　５から８までの欄の記載は、次のとおりとする。

ア　５の欄は、通信状態における電力線への伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル(１マイクロアンペアを０デシベルとする。)で記載すること。なお、平均値は括弧を付して記載すること。

イ　６の欄は、非通信状態における電力線への伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル(１マイクロボルトを０デシベルとする。)で記載すること。なお、平均値は括弧を付して記載すること。

ウ　７の欄は、通信状態における通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流の

長辺

1　型式名		2　製造業者名	
3　搬送波の周波数又は拡散範囲			
4　伝導妨害波の電流			
5　伝導妨害波の電圧			
6　放射妨害波の電界強度			
7　添付図面等	(1) 外観を示す図及び写真　(2)　接続図 (3) 取扱説明書		
8　参考事項			

試　験　成　績　表	9　製造番号	
	10 製造年月日	
11　搬送波の周波数又は拡散範囲		
12　伝導妨害波の電流		
13　伝導妨害波の電圧		
14　放射妨害波の電界強度		
15　測定条件等		

短　　　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　３の欄は、搬送波の周波数の範囲(搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式のものにあっては、拡散範囲とする。)の設計値を「４MHz から 28MHz まで」のように記載すること。

⑶　４から６までの欄の記載は、次のとおりとする。

ア　４の欄は、通信状態における電源端子の伝導妨害波の電流の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル(１マイクロアンペアを０デシベルとする。)で記載すること。なお、平均値はかっこを付して記載すること。

イ　５の欄は、非通信状態における電源端子の伝導妨害波の電圧の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル(１マイクロボルトを０デシベルとする。)で記載すること。なお、平均値はかっこを付して記載すること。

準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル（１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。なお、平均値は括弧を付して記載すること。

エ　８の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値の設計値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　アからエまでの設計値の記載に当たっては、施行規則第46条の２第１項第４号の⑵の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。

⑷　添付図面等の記載は、次のとおりとする。

ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ　外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されたものであること。

ウ　外観を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部を写したものであること。

エ　接続図は、部品名及び回路定数が記載されたものであること。

オ　取扱説明書は、製品に付属されるものと同一又は同様の記載のものとし、電力線及び通信線に関する事項（付属の有無、規格、長さ、分岐の有無等）が記載されたものであること。

⑸　10の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮した事項その他参考となる事項を記載すること。

⑹　11及び12の欄は、試験に供した装置について記載すること。

⑺　13から17までの欄は、⑵及び⑶に準じて、測定値を記載すること。

⑻　18の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温及び湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

⑼　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注２　施行規則第46条の３第１項の規定により変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　設計書は、１及び２の欄並びに変更となる欄について、注１に準じて記載すること。なお、９の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。

⑷　試験成績表は、注１に準じて記載すること。

３　誘導式読み書き通信設備の場合

⑴　１枚目

設　計　書	整　理　番　号	

ウ　６の欄は、通信状態における放射妨害波の電界強度の準尖頭値の設計値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　アからウまでの設計値の記載に当たっては、施行規則第46条の２第１項第５号の⑵の各表に掲げる周波数帯と許容値との関係が分かるように記載すること。

⑷　添付図面等の記載は、次のとおりとする。

ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ　外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されたものであること。

ウ　外観を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

エ　接続図は、部品名及び回路定数が記載されたものであること。

⑸　８の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

⑹　９及び10の欄は、試験に供した装置について記載すること。

⑺　11から14までの欄は、⑵及び⑶に準じて、測定値を記載すること。

⑻　15の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温及び湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

⑼　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

２　施行規則第46条の３第１項の規定により変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　設計書は、１及び２の欄並びに変更に係る事項の欄について、注１に準じて記載すること。なお、７の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。

⑷　試験成績表は、注１に準じて記載すること。

		指　定　番　号	
1　型式名		2　製造業者名	
3　搬送波の周波数		4　高調波及び低調波による高周波出力	

5　漏えい電界強度	⑴　13.553MHz以上13.567MHz以下の周波数	⑵　13.41MHz以上13.553MHz未満又は13.567MHzを超え13.71MHz以下の周波数	⑶　13.11MHz以上13.41MHz未満又は13.71MHzを超え14.01MHz以下の周波数	⑷　その他の周波数
6　電波の強度に対する安全施設の状況				
7　添付図面等	(1)外観を示す図及び写真　(2)　接続図 (3) 取扱説明書			
8　参考事項				

長辺

短　　　　　辺　　　　　（日本工業規格A列4番）

⑵　２枚目

試　験　成　績　表		9　製 造 番 号	
		10　製 造 年 月 日	
11　搬送波の周波数	⑴ 設　　計　　値	⑵ 測　　定　　値	14　測 定 条 件 等
12　高調波及び低調波による高周波出力	⑴ 設　　計　　値	⑵ 測　　定　　値	
		（　　）	
13　漏えい電界強度	測　　定　　値		
	⑴　13.553MHz以上13.567MHz以下の周波数	（　　）	
	⑵　13.41MHz以上13.553MHz未満又は13.567MHzを超え13.71MHz以下		

長

辺		の周波数	（　　）	
		⑶　13.11MHz 以上13.41MHz 未満又は 13.71MHz を超え 14.01MHz 以下の周波数	（　　）	
		⑷　その他の周波数	（　　）	

短　　　　辺　　　　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第 46 条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　４の欄は、高調波及び低調波による高周波出力の設計値をマイクロワットで記載すること。

⑶　５の⑴から⑷までの欄は、設備から 10 メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

⑷　６の欄は、施行規則第 46 条の２第１項第１号の⑸に定める電波の強度を超えないよう措置した内容を記載すること。

⑸　添付図面の記載は、次によること。

ア　図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ　外観を示す図は、申請に係る設備の正面、側面及び平面並びに各部の名称及び寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されたものであること。

ウ　外観を示す写真は、申請に係る設備の正面、側面及び平面を写したものであること。

エ　接続図は、部品名及び回路定数が記載されたものであること。

⑹　８の欄は、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

⑺　９の欄及び 10 の欄は、試験に供した設備について記載すること。

⑻　11 の⑵の欄は、搬送波の周波数の測定結果を記載すること。

測定に当たっては、無変調搬送波を送出して測定すること。ただし、無変調搬送波の送出ができない場合は、疑似雑音系列による標準符号化試験信号（以下「標準符号化試験信号」という。）で変調し、搬送波を送出して測定すること。また、搬送波の瞬断がある場合には、スペクトル分析器で搬送波の位置を確認し、それを較正された周波数軸で読み、測定値とすること。

⑼　12 の⑵の欄は、高調波及び低調波による高周波出力の測定値をマイクロワットで記載すること。また、当該欄の括弧内には、最大の高周波出力を示す高調波及び低調波の周波数

を記載すること。

なお、測定に当たっては、無変調搬送波を送出して測定すること。ただし、無変調搬送波の送出ができない場合は、標準符号化試験信号で変調し、搬送波を送出して測定すること。

⑽　13の⑴から⑷までの各欄は、設備から10メートルの距離における漏えい電界強度の最大の値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。また、当該各欄の括弧内には、それぞれの周波数帯において漏えい電界強度が最大となる漏えい電波の周波数を記載すること。

なお、測定に当たっては、測定用受信機の通過帯域幅を10kHzとし、搬送波を標準符号化試験信号で変調し、搬送波を送出して測定すること。この場合において、10メートルの距離における測定が困難なときは、10メートルを超える任意の測定距離で測定することができるものとし、次式により計算された値をもって測定値とすること。

$$E1 = \left(\frac{D}{10}\right) \times E2$$

Ｅ１：10メートルの距離に換算した値〔μV/m〕
Ｅ２：任意の距離における測定値　〔μV/m〕
Ｄ　：測定したときの距離　〔m〕

⑾　14の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温及び湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。

⑿　該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の要旨に適宜記載すること。

注２　施行規則第46条の３第１項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする

⑴　整理番号の欄は、記載しないこと。

⑵　指定番号の欄は、設計変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。

⑶　設計書は、１及び２の欄並びに設計変更に係る事項の欄については注１に準じて記載し、７の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。

⑷　試験成績書は、注１に準じて記載すること。

４　超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の場合

略

５　無電極放電ランプの場合

略

４　超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー及び電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械の場合

略

５　無電極放電ランプの場合

略

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際に現に申請している平成十四年総務省告示第五百四十四号（高周波利用設備の型式についての指定の申請書及び添付書類の様式等を定める件）の第1及び第2の規定による高周波利用設備の型式指定については、改正後の第1及び第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。